

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

新規 変更

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本県熊本市中央区手取本町6番1号
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社鶴屋百貨店
事業概要	小売業・百貨店業
配慮計画期間	2023年度～2025年度

事業所名	株式会社鶴屋百貨店			
所在地	熊本県熊本市中央区手取本町6番1号			
事業所周辺の公共交通機関の状況	市電 通町筋駅まで徒歩1分 各バス会社 通町筋バス停まで徒歩1分 JR熊本駅まで約3km JR新水前寺駅まで約2km			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	589人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	320人	$(B/A) \times 100$	54.329%
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	42人	$(C/B) \times 100$	13.125%
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具 体 的 な 取 組 の 内 容		
	<input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	①毎月第1、第3木曜日をノーマイカーデーに指定し、公共交通機関を利用するよう掲示板で呼び掛け ②パーク&ライドの為の情報提供		
	マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	毎月第2、第4金曜日をエコドライブデーに指定し、交通渋滞の時間帯を避けた遅出出勤を推奨。 ※出勤時間9:40→10:20		
特記事項				

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。